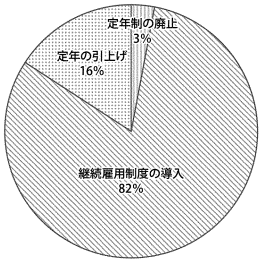
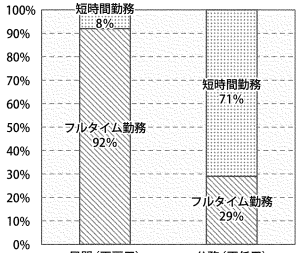
図4-2　高齢期雇用をめぐる公務と民間の現状

民間の高年齢者雇用確保措置の状況



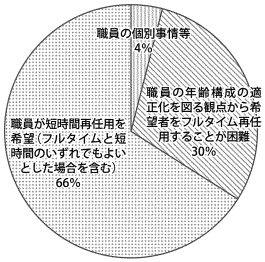
平成26年「高年齢者の雇用状況」集計結果（厚生労働省）を基に人事院が作成

民間と公務の勤務形態の違い



民間：平成26年「民間企業の勤務条件制度等調査」（人事院）
公務：平成26年「再任用実施状況調査」（内閣人事局・人事院）

公務で短時間再任用となった主な事情（行(一)）



平成26年「再任用実施状況調査」（内閣人事局・人事院）

3　定年退職後の生活状況等

国家公務員の定年退職後における就労状況及び生活状況を把握するため、平成25年度定年退職者4,574人（調査時点で所在が確認できた者）を対象に、平成26年７月から９月にかけて「退職公務員生活状況調査」を実施した。調査結果の概要は表４－３のとおりである。

表4-3　退職公務員生活状況調査結果概要

（単位：%）

項目	回答内容	割合	
退職時の就労希望の有無	退職後も働きたいと思った	78.3	(71.5)
	退職後も働きたいと思わなかった	21.2	(28.3)
就労希望者が退職後も働きたいと思った理由（複数回答）	年金支給開始年齢が61歳に引き上げられることに伴い、無収入となる期間が生じないようにする	76.2	
	生活費が必要	69.4	
何歳まで働きたいと思ったか	65歳	60.1	(60.1)
就労の有無	仕事に就いている	78.3	(62.0)
	仕事に就いていない	21.7	(37.9)
仕事に就いている者の現在の就労先	再任用職員（国の機関）	70.0	(56.6)
就労している者の勤務形態（国の機関）	フルタイム勤務	50.2	(32.5)
	短時間勤務	47.4	(65.1)
就労している者の勤務形態（民間企業等）	フルタイム勤務	77.4	(50.9)
	短時間勤務	16.9	(40.9)
今後の生活について不安に思うこと（複数回答）	自分の健康	69.3	(70.2)
	家族の健康や介護	64.7	(65.7)
	日常の生活費などの家計	62.6	(54.0)
公務に適切な今後の高齢者雇用制度	定年年齢の引上げ	49.5	
	現行の再任用制度で希望者全員を雇用	38.9	
	定年制の廃止	6.0	

（注）1　各項目において、無回答の者がいることから、必ずしも割合の合計が100%とはならない。
2　回答内容は主な回答を掲載している。なお、今回調査において、平成22年度に行った前回調査と同一の質問項目・選択肢により調査した項目については、（　）内に前回調査における回答割合を記載している。

第２節　定年後の生活設計支援

50歳台の職員及び40歳台の職員を対象として、再任用制度や退職共済年金制度などに関する情報、参加職員による討議等を通して生涯設計について考える機会を提供する「生涯設計セミナー」を実施した。

このほか、定年後の家計、健康管理等を考える際に役立つ具体的な情報等をまとめた冊子「新たなステップを踏み出すために」を作成、配布した。

また、人事院ホームページの「国家公務員生涯設計総合情報提供システム」（http://www.jinji.go.jp/shougai-so-go-joho）では、定年・再任用制度、退職手当・共済年金制度、医療保険制度、定年後の仕事の選択、定年後の家計等、職員が生涯設計を考える際に必要となる情報を総合的に提供している。

第５章　職員の勤務環境等

第１節　勤務時間及び休暇等

職員の勤務時間・休暇等は、給与と同様に職員の基本的な勤務条件であり、国公法第28条の情勢適応の原則の適用を受けて、勤務時間法において具体的事項が定められている。人事院は、同法の実施の責めに任ずることとされており、規則15―14（職員の勤務時間、休日及び休暇）を制定するとともに、実際に制度の運用に当たる各府省と協力して、職員の適正な勤務条件の確保に努めている。

なお、職員の勤務時間・休暇等の変更に関しては、勤務時間法において、人事院は勤務時間・休暇等の制度に関する調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することとされている。

1　超過勤務・年次休暇の使用の状況

職員の勤務時間は、原則として１日７時間45分、週38時間45分とされているが、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、超過勤務を命ずることができる。超過勤務の状況について、平成26年国家公務員給与等実態調査によると、平成25年の超過勤務の年間総時間数は、全府省平均で237.7時間であった。これを組織区分別にみると、本府省では375.8時間、本府省以外では209.5時間となっていた。また、「超過勤務の縮減に関する指針」（平成21年職員福祉局長通知）で定める超過勤務の上限の目安時間360時間を超えた職員の割合は、全府省平均で23.1％であり、他律的業務の多い本府省においては、48.2％の職員が360時間を、8.0％の職員が720時間を超えて勤務していた。

職員の年次休暇は、原則として１年につき20日とされ、同調査によると、平成25年の一人当たり平均使用日数は13.0日であり、組織区分別にみると、本府省では11.8日、本府省以外では13.3日となっていた。

2　勤務時間・休暇制度等に関する調査研究

(1)　公務における勤務時間・休暇制度等運用状況調査

公務における勤務時間・休暇制度等の適正な運用を図るとともに、これら制度の検討に資するため、国の官署を対象に、勤務時間、休暇、育児休業等に関する諸項目について、その運用状況の調査を実施している。

平成26年度は、交替制勤務部門を有する官署等を中心に16府省（各府省に置かれる外局８庁を含む。）49官署について実地に調査し、各官署における勤務時間・休暇制度等の運用実態を把握するとともに、適正でないと認められる事例については、その是正のための指導・助言を行った。また、これら制度に関する意見・要望の聴取等を行った。

なお、平成25年度の調査結果については、誤りやすい事例や特に注意を要する不適正事例を各府省に示し、勤務時間・休暇制度等の適正な運用の徹底を図った。